

平成25年12月6日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
補填金単価（平成25年10月販売分）について

平成25年10月に契約生産者が販売した交付対象牛のうち、旧肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第547号）の附則9、17又は20により生産者積立金の納付が免除された契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）第6の9の（3）のアの補填金単価については、下記のとおりです。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	30,000円	31,200円

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

（ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）
第6の9の（4）のイ
県団体は、肥育安定基金の安定的な運用のために必要がある場合は、理事長の承認を受けて、補填金単価を減額することができるものとする。 ）

注3：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分よりと畜経費を算入しています。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課

担当：高城、青木

電話：03-3583-8623

(参考)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成25年10月]

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	—	40,000	41,700
4分の3相当額 (A)×3/4	—	30,000	31,200
補填金単価	—	30,000	31,200

注：補填金単価は、差額が1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。